

# 航空脱炭素を取り巻く現状(排出量取引・化石燃料賦課金)について

令和7年3月13日  
航空局

# GX2040ビジョンの概要

## 1. GX2040ビジョンの全体像

- ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

## 2. GX産業構造

- ① 革新技术をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
- 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。

## 3. GX産業立地

- 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
- クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

## 4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
- AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

## 8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

- 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

## 5. GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野（エネルギー、産業、暮らし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。

## 6. 成長志向型カーボンプライシング構想

- 2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。
- 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）
  - 一定の排出規模以上（直接排出10万トン）の企業は業種等問わず一律に参加義務。
  - 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。
  - 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。
- 化石燃料賦課金の導入（2028年度～）
  - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

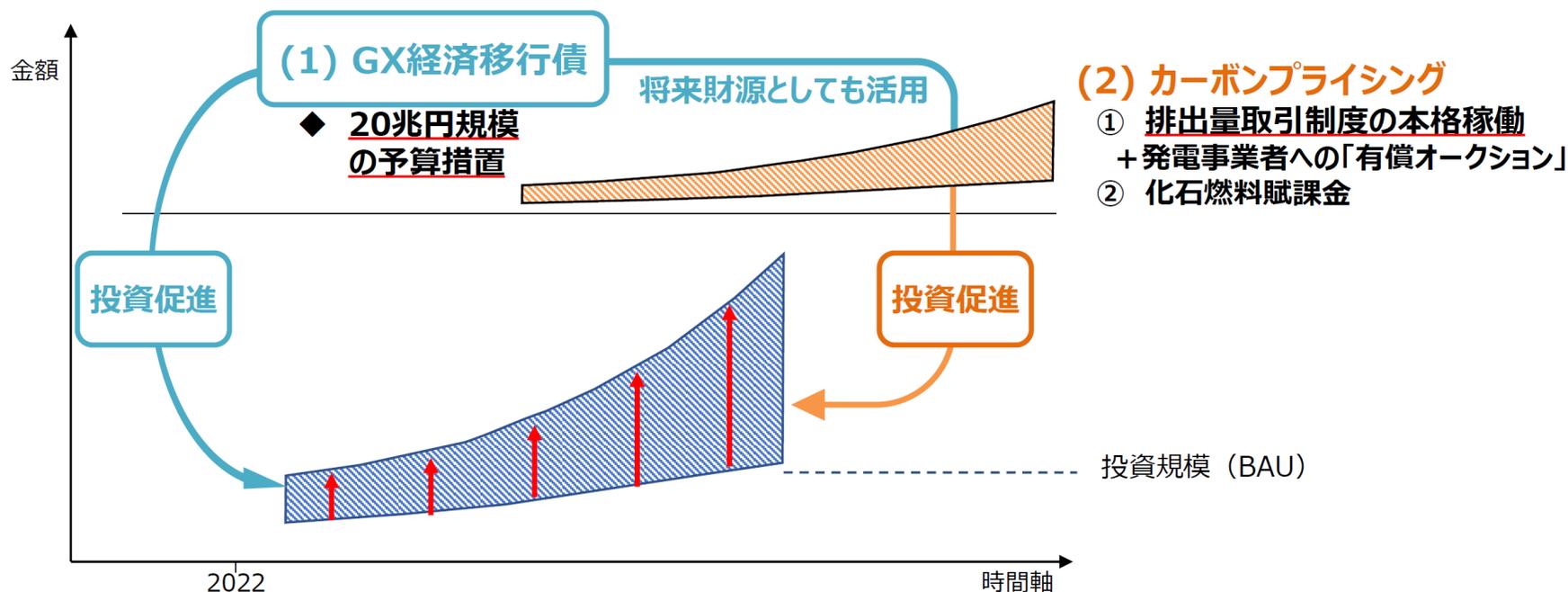
## 7. 公正な移行

- GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。

# 成長志向型カーボンプライシング構想における本制度の位置づけ

令和6年9月3日  
第1回WG事務局説明資料  
(一部修正)

- 成長志向型カーボンプライシング構想では、炭素排出に係る負担を直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後に、当初低い負担で導入し、徐々に引き上げることを想定。
- こうした制度の段階的発展の方針を予め示しつつ、足下では10年間で20兆円規模の先行投資支援を講じることで、GX投資を前倒しで行うインセンティブを付与。
- 2026年度から開始する排出量取引制度においても、GX投資促進の観点から、こうした考え方を踏まえた制度設計を行う。



➡ **150兆円超のGX投資の実現**

# 【参考】GX推進法の概要

令和6年5月17日 第1回GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会 事務局資料（一部加工）

- 2023年5月には、GX投資を促進するために必要な措置として、GX経済移行債を活用した先行投資支援や、将来的なカーボンプライシングの導入等を規定した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX推進法）が成立。

## GX推進法の目的

### （目的）

**第一条** この法律は、世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組等が進められる中で、**我が国における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進**するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料採取者等に対する賦課金の徴収及び特定事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、（中略）**もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する**ことを目的とする。

### （定義）

**第二条** この法律において「脱炭素成長型経済構造」とは、**産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造**をいう。

## 成長志向型カーボンプライシングの導入

- **炭素排出に値付け**をすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。  
⇒ 先行投資支援と合わせ、**GXに先行して取り組む事業者**に**インセンティブ**が付与される仕組みを創設。

### ① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入

- **2028年度（令和10年度）**から、経済産業大臣は、**化石燃料の輸入事業者等**に対して、輸入等する化石燃料に由来する**CO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収**。【第11条】

### ② 排出量取引制度

- **2033年度（令和15年度）**から、経済産業大臣は、**発電事業者**に対して、一部有償で**CO2の排出枠（量）**を割り当て、その量に応じた**特定事業者負担金**を徴収。【第15条・第16条】
- 具体的な**有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）**により、決定。【第17条】

# 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

## 背景・法律の概要

- ✓ **2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき**、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、**成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。**
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（1）**排出量取引制度の法定化**、（2）**資源循環強化のための制度の新設**、（3）**化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化**、（4）**GX分野への財政支援の整備**を行う。

### （1）排出量取引制度（GX推進法）

- ① **一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ**
  - 二酸化炭素の直接排出量が**一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化**。
- ② **排出枠の無償割当て（全量無償割当て）**
  - トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、**業種特性も考慮した政府指針**に基づき排出枠を無償割当て。割当てに当たっては、**製造拠点の国外移転リスク、GX関連の研究開発の実施状況、設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案**。
  - 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ **排出枠取引市場**
  - 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が**排出枠取引市場**を運営。
  - 金融機関・商社等の**制度対象者以外の事業者**も一定の基準を満たせば**取引市場への参加を可能とする**。
- ④ **価格安定化措置**
  - 事業者の投資判断のための**予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等**のため、排出枠の**上下限価格を設定**。
  - **価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入**。
  - **価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等**で対応。
- ⑤ **移行計画の策定**
  - **対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求め**る。

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

### （2）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① **再生資源の利用義務化**
  - 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け**。
  - GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② **環境配慮設計の促進**
  - 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設**。
  - **認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置**。
- ③ **GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
  - 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与**。
- ④ **CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進**
  - シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ**、当該事業者に対し**資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定**。

### （3）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- 2028年度より開始する**化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する**。

### （4）財政支援（GX推進法）

- 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、**戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填**をする。

# 2026年度より開始する排出量取引制度の全体像

## ① 制度対象者

- CO<sub>2</sub>の直接排出量が前年度までの3カ年平均で10万トン以上の法人（単体）が対象。
- 義務対象者である親会社等が、密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体での**手続履行を可能とするための認定制度を創設**。

## ② 移行計画（仮称）の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や、その他関連事項を含む計画を策定・提出。  
→ **例えば、2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表。**

## ③ 排出枠の償却義務

- ① 排出枠の割当の申請
  - 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請（**全量無償割当**）。
- ② 排出量の算定・報告
  - 企業は、自らの排出量について、第三者機関による検証を受けたうえで、毎年度国に報告。
- ③ 排出枠の償却
  - 検証を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠の償却を義務づけ。
- ④ 不履行時の扱い
  - 償却義務の未履行分×上限価格の1.X倍の支払いを求める。

## ④ 価格安定化措置

- 政府は、**排出枠の上下限価格を設定**。
- （排出枠価格の高騰等で）排出枠が不足する事業者については、**上限価格×不足分の支払いによって、義務を履行したものと見なす**。
- 一定期間以上、**市場価格が下限を下回って低迷する場合には、GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、割当基準の強化を検討**。

## ⑤ 排出枠取引市場

- 排出枠取引市場の公正かつ安定的な運営を担保するため、**GX推進機構が市場を開設することとする**。
- 制度対象者に加え、①**カーボンクレジットについて一定の取引経験を有する取引業者**や、②**制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者**の市場参加を認める。

# 化石燃料賦課金について

- 化石燃料賦課金は、石油石炭税と同様に、化石燃料の国内採取者又は輸入事業者に対して賦課するものとして2028年度から導入。
- 賦課金額は、自らが採取又は輸入する化石燃料からの二酸化炭素排出量に対し、炭素価格（化石燃料賦課金単価）を乗じて決定する方式。
- 既存の類似制度の整理等を踏まえた適用除外や、2033年度から導入される有償オークションとの二重負担防止等の措置も検討。

## 化石燃料賦課金額の算出方法

注  : 政令で決定

採取又は輸入する化石燃料からの二酸化炭素排出量

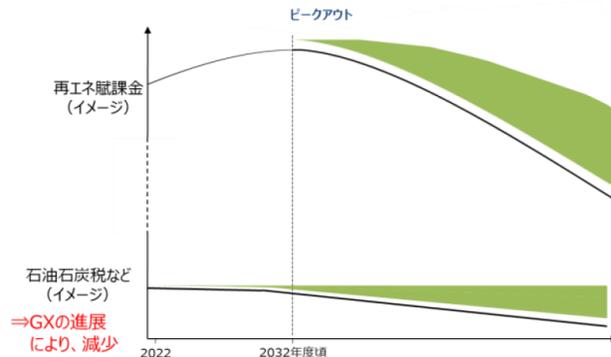
化石燃料の量



化石燃料ごとの  
排出係数



炭素価格★  
(化石燃料賦課金単価)



参考：スキマの概念図

★化石燃料賦課金と有償オークションの負担の総額が、エネルギーに係る負担の総額（石油石炭税とFIT賦課金）が中長期的に減少していく範囲内（左図のスキマの範囲内）となる水準を上限として価格を設定